

『民法の体系——市民法の基礎 [第6版]』 正誤表および補足記述

慶應義塾大学出版会
(2016年12月)

正誤表および補足

頁	行	誤	正 (補足含む)
20	17～18	最高裁はで	最高裁で
44	16	確認親	確認等
66	13	Aの母B	Aの妻B
70	10	合理的な差別	不合理な差別
74	14・割注	X男による	Y男による
88	19	12条1項	13条1項
96	8	「居所」が住所	「居所」を住所
115	20・割注	職務執行権限	職務執行監査権限
121	3・割注	定款違反と	定款違反の
129	1	十分	不十分
142	8	…行う」することが	…行う」ことが
154	12～13	このよう等ミニウム概念	このようなドミニウム概念
159	15・割注	無体物と解するもある	無体物と解する見方もある
169	22・割注	同程度のものを要する	同程度のものを要する
182	11	登記(後登法4条)1項	登記(後登法4条1項)
188	19・割注	法的代理人	法定代理人
188	19・割注	…行うこと)	…行うこと [13条1項10号*])
190	7・割注	者によって	者の請求によって
212	18	誤認または困惑	誤認もしくは困惑
212	19	消費者契約	または著しく過量な内容であるにもかかわらず、消費者契約
221	29	同時履行の抗弁権に優先	同時履行の抗弁権 (【4.104】) に優先
225	6～7	無効はないとされたケース	無効ではないとされたケース
232	20・割注	Bが主権者名をDと記入してBに表示した場合。	Bが主たる債務者の名をDと記入し、その債権者Cに交付した場合。
237	5	代理人B	代理人X
240	4・割注	101条2項*	101条3項*
256	25・割注	その双方にとって合理的なものを)	その双方にとって合理的なもの)
266	5	主張するし、	主張し、
270	20	直接強制または間接強制	直接強制または代替執行
274	24	債権者による危険の移転	債権者への危険の移転
276	6・割注	③善意の買主の契約解除権を認めた。	③善意の買主の損害賠償請求権を認めた。
289	10	売主に対する契主	売主に対する買主
301	5	債権者の責任財産	債務者の責任財産
312	28	可分債務者	不可分債務者
314	19	当該夫婦	当該夫婦の責任
327	18	第三者が解除後に現れた場合	第三者が解除前に現れた場合
333	15	よってば実行する	よって実行する
335	29	口割賦購入あつせん	割賦購入あつせん
340	5	商品制	指定商品制
387	2	「継続」の件	「継続」の要件
389	14	承役地の明渡し、	範囲での
392	17	[4.19]	[4.91]
394	5・割注	BはAとの第三者	AはBとの第三者
403	16	契約解約	契約解除

410	3	賃借物がの修繕	賃借物の修繕
419	13・割注	登記すれば、借地権を対抗できる。	登記すれば、借地権を対抗できる（借借法10条2項）
421	17	解釈による強行規定化	【次行見出しに】
422	11～12	契約更新および建物再築による存続期間の延長（借借法16条参照）がなく、	片面的強行規定の定め（借借法9条・16条）にかかわらず、契約更新および建物再築による存続期間の延長がなく、
446	22	請負人	注文者
465	5	寄託規定の適用	消費貸借の規定の適用
482	22	所有者A（貸貸人）	所有者C（貸貸人）
493	1, 11	名誉毀損が成立するためには、	【削除】
504	30	ものに限られ、	ものに限られ（★最大判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）、
532	18	前期・当期・次期	前期・当期
537	2	先取特権者に対して提供し	先取特権者に対して自ら妥当と考える一定の金額を提供し
539	26	譲渡の譲渡を禁止	譲渡を禁止
542	29	登録株式質権社	登録株式質権者
546	6	弁済期よりも後に到来	弁済期よりも前に到来
561	18～24	不動産a／不動産b	不動産a／不動産β
562	3～7	不動産a／不動産b	不動産a／不動産β
589	14	主たる債務者A	主たる債務者B
590	11	を理由にXが取り消しうが	を理由に取り消しうが
593	21	独立の債務を保証	独立の債務を負担
594	2	ただし、Xは、	ただし、Aは、
595	6・割注	債務の消滅後期	債務の消滅行為
596	3	保証人の抗弁	主たる債務者の抗弁
604	12	A会社のB会社に対する	A会社に対するB会社の
604	20	4.515 b ②	4.515 b ③
605	3・割注	前述①5	前述②⑤
613	2・割注	財産を創出する認められない	財産を創出することは認められない
632	10	後者の原則	前者の原則（持参債務の原則）
636	21・割注	参物上保証人	物上保証人
648	3	連帯債務者C	連帯債務者B
648	図16-2	B ← (求償) → C	B ← (求償) → C
666	24～27	不動産a／建物b／建物c	不動産a／建物β／建物γ
677	10	その他の物の給を目的	その他の物の給付を目的
687	26	(ii)判例の考え方は、	(ii)の判例の考え方は、
688	2	(i)判例も、	(i)の判例も、
688	4	(ii)判例の立場に比べて	それが(ii)の判例の立場に比べて、
691	30	「Xは、…	「Bは、…
692	22	事案がある（	事案（
700	10～11	遺言の撤回を強要	遺言の撤回権の放棄を強要
710	11・割注	偶たま	偶々
712	10	国籍喪失	家籍喪失
715	14	被相続人Aの子Bの養子Cの子D	被相続人Aの養子Bの子C
719	1	債務等を承継する	責任を負担する
735	25・割注	（ロックなど）がある	（ホップズなど）がある
765	3	地上権、永小作権、地役権および入会権	地上権、永小作権および入会権
769	5	抵当権の効力（追及力）	抵当権の効力（追及力。抵当権が対抗要件を満たしていれば、対抗力を備えたもの）

補足記述

○15頁・18行目、419頁・14行目・割注内

「被災地借地借家特措法」は「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成25年6月26日法律61号)を指す。

○216頁・8行目の末尾に、以下の文章を補足する。

これに対し、条件を付すことに親しまない法律行為を他の法律行為の条件とすることは必ずしも無効ではない(例えば、BがAと婚姻したときは、Bに土地を贈与するとCが約束すること。BがAと婚姻するか否かの決定自体が条件に依存していなければよい)。

○221頁・17行目の末尾に、以下の文章を補足する。

この解釈は、いったん成立した契約はできる限り尊重し、有効に解釈すべきであるという思想(契約の尊重〔favor contractus〕といわれる)に適合する見解である。

○221頁・下から4行目の記述「この事例では、」を、以下のように補足修正する。

例えば、たとえ売買契約の当事者間において目的物の引渡時期・引渡場所、代金の支払時期・支払場所について約定がない場合でも、

○318頁・10～11行目の割注を、以下のように補足修正する。

(例えば、使用者Aの被用者Bと第三者Cの共同不法行為につき、被害者Dに賠償した使用者AはCに対し、BC間の過失割合に応じた負担部分について求償請求することができる(★最判昭和41年11月18日民集20巻9号1886頁)。さらに、AはCの使用者Eに対しても、それぞれが指揮・監督する被用者B・D間の過失割合に従い、Bの負担部分を超えて賠償した額につき、求償請求できる。なぜなら、被害者、その他の第三者に対する関係では、使用者と被用者とは一体をなすものとして、715条1項により、使用者も被用者と同じ内容の責任を負うと解されるからである(★最判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁、最判平成3年10月25日民集45巻7号1173頁))

○384頁・下から1行目の記述「…を利用する権利」を、以下のように補足修正する。

…に制限(承役地における地役権者の通行、水の利用等の作為の忍容、地役権設定者の不作為等)を課す形で利用する権利(しかし、承役地を占有し、承役地所有者の占有・使用を排除することまではできない。288条参照)

○388頁・下から2～3行目の記述「…承役地を直接に使用しうる。」を、以下のように補足修正する。

…承役地を利用し、そこから便益を得ることができる。しかし、地役権は、地上権・永小作権・入会権と異なり、他人の土地を占有すべき権能(占有権原)を含まず、承役地所有者の占有を排除することまではできない(288条参照)。

○390頁・23～24行目の間に、以下の記述を補足する。

不動産所有権の放棄が認められるか これについて民法は直接定めておらず、議論がある。(a)放棄を認める見解と(b)認められないとする見解がある。裁判例には、所有権放棄の意思表示を事実認定のレベルで否定したものがある。所有権の放棄は相手方のない単独行為であるから、公序良俗違反(90条)に当たるとする放棄は無効になる。しかし、そうでない限り、法律行為自由の原則(4.39)に従えば、放棄できることになる。ただし、所有権の放棄も登記しない第三者に対抗できない(177条)。しかも、不動産所有権の放棄の登記は、共同申請主義の原則(不登法60条。[4.187]参照)に従えば、放棄者と帰属者である国の共同申請によらなければならないので、国の協力がいないときは、国に対して登記引取請求訴訟を提起しなければならないことになる。もともと、資産価値が低く、管理費用の高い不動産の場合は、国の負担するコストは膨大なものになる。不動産所有権の放棄については、費用負担の問題処理も含めた実体法・手続法の規定を整備する必要がある。

○446頁・下から10行目・割注内の末尾に、以下の文章を補足する。

[なお、本訴(瑕疵修補に代わる損害賠償請求)および反訴(請負残代金支払請求)が係属中に、反訴請求債権(請負残代金債権)を自動債権とし、本訴請求債権(瑕疵修補に代わる損害賠償債権)を受動債権とする相殺の抗弁を主張することは禁じられない(重複起訴を禁じた民訴法142条の趣旨に反しない)。その場合、反訴は、反訴原告がそれと異なる意思表示をしない限り、反訴請求債権について本訴において相殺の自動債権として既判力ある判断が示されたときは、その部分については反訴請求しない趣旨の予備的訴因に変更されるものと解される]

○505頁・8行目の末尾に、以下の文章を補足する。

さらに、不法行為によって死亡した被害者の相続人が遺族補償年金など労災保険法に基づく保険給付を受給するときは、当該保険給付による填補の対象となる損害と同性質であり、かつ相互補完性があるものについて損益相殺的調整を図るべきである(★最判昭和62年7月10日民集41巻5号1202頁、最判平成22年9月13日民集64巻6号1626頁)。労災保険法に基づく遺族補償年金は労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失の填補を目的とするから(労災保険法1条、16条の2～16条の4)、その填補対象損害は被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり、かつ相互補完性がある一方、被害者の損害の元本に対する遅延損害金とは法的同質性も相互補完性ももたない。したがって、被害者が不法行為によって死亡し、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金を受給し、または受給が確定したときは、被害者の逸失利益等の消極損害の元本と間で損益相殺的調整を行うべきものであり、その遅延損害金から減額すべきではない。その結果、遺族年金の支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、遺族補償年金による填補対象損害は不法行為時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的調整をすることが公平の見地からみて相当と解される(★最大判平成27年3月4日民集69巻2号178頁)。

○568頁・13行目の記述「…ある(★最判平成9年2月14日民集51巻2号375頁)。」を、以下のように補足する。

…ある。判例は、所有者が土地と地上建物に共同抵当権を設定した後、同建物を取り壊され、同土地上新建物が建築された場合、「新建物の所有者が土地の所有者と同一であり、かつ、新建物が建築された時点で土地の抵当権者が新建物について土地の抵当権と同順位の共同抵当権の設定を受けたとき等特段の事情がない限り、新建物のために法定地上権は成立しない」とする。なぜなら、土地と地上建物に共同抵当権が設定された場合は、「抵当権は土地及び建物全体の担保価値を把握しているから、抵当

権の設定された建物が存続する限りは当該建物のために法定地上権が成立することを許容するが、建物が取り壊されたときは土地について法定地上権の制約のない更地として担保価値を把握しようとするのが、**抵当権設定当事者の合理的意**思であると解されるからである（強調は引用者による。新建物のために法定地上権の成立を認めると、**抵当権者は土地全体の価値を把握していたにもかかわらず**、その担保価値が法定地上権の価値相当分だけ減少し、不測の損害を被る結果となる。それは建物を保護するという公益的要請に反する結果となることもあるが、「**抵当権設定当事者の合理的意**思に反してまで」そうした公益的要請を重視すべきものとはいえない。YがXに対し、Y所有の土地と旧建物に共同抵当権を設定した後、旧建物が取り壊され、土地賃借人Zが土地上に**新建物を建築した事実**、**新建物のための法定地上権の成立を否定**。★**最判平成9年2月14日民集51巻2号375頁**）。

さらに、前記「**特段の事情**」に関し、**新建物の所有者が土地の所有者と同一で、かつ新建物が建築された時点で土地の抵当権者が新建物について土地の抵当権と同順位共同抵当権の設定を受けた場合でも、新建物に設定された抵当権の被担保債権に法律上優先する債権**（例えば、**国税徴収法8条・16条に基づく国税債権**）が存在するときは、**新建物の抵当権に優先する担保権が設定されている場合と実質的に異なるところがない**（**抵当権者が建物の抵当権を実行しても、その買受代金を優先的に取得することができない**）から、「**特段の事情**」がある場合に当たらず、**新建物のために法定地上権は成立しないと解される**（★**最判平成9年6月5日民集51巻5号2116頁**）。

○ 661 頁・16 行目の末尾に、以下の文章を補足する。

所有者のない不動産とは、①民法施行時に所有者がなかった不動産（民法施行後は、「所有者のない不動産」は国庫に帰属する（239条2項）および②所有権が放棄された不動産である。日本民法は不動産所有権の移転に登記を必要としないから（176条、177条）、「所有者のない不動産」が生じると、国が当然に所有権を取得することになる（239条2項）。その結果、日本では実体法上「所有者のない不動産」は生じないことになる（ちなみに、ドイツ法では不動産所有権を取得するためには登記が必要であるから〔ドイツ民法873条・925条。【4.180】参照〕、所有者のない不動産は当然に国庫に帰属するわけではない。国が排他的先占権をもち、それを行使して移転登記をすることにより、所有者のない不動産が国庫に帰属する〔ドイツ民法928条2項〕）。無主の不動産として国庫帰属が認められた例としては、①民法施行前に絶家財産となった土地（★**仙台高判昭和32年3月15日下民8巻3号478頁**、一宮簡判昭和46年7月31日下民22巻7=8号829頁）、②相続人不存在の土地（★**大判大正10年3月3日民録27輯422頁**）、③所有権が放棄された河川区域内土地（★**大津地判昭和53年1月23日下民29巻1=4号1頁**）。ただし、控訴審判決（★**大阪高判昭和58年1月28日高民36巻1号1頁**）は所有権放棄を否定〔**原判決取消**〕のほか、④**真実の所有者が判明しない登記漏れの土地**（★**東京高判昭和52年5月31日判タ359号225頁**）、**所有者不明の土地**（★**和歌山地判大正6年10月26日新聞1340号22頁**）の場合も、**国庫帰属が認められた例がある**。

○ 757 頁・18 行目の末尾に、以下の文章を補足する。

したがって、共有者間において共有物の使用に関する明示または黙示の合意が全くない間に共有者の1人が共有物の使用を開始したときは、他の共有者は、合意によって使用方法を決めるべきであるという規範の違反を理由に、使用を行う共有者に対し、各自が保存行為（252条但書。【5.18】）として明渡しを請求し、かつ持分割合に応じた賃料相当額の不当利得または損害賠償の支払請求（共有物を単独で占有する共有者が、単独占有の権原について主張・立証できないときは、他の共有者は「持分割合に応じて」地代相当額の不当利得金ないし損害賠償金の支払請求をすることができる。★**最判平成12年4月7日判時1713号50頁**）をすることができるものと解される。ただし、共有者の1人が共有物を単独で使用する権限をもつ場合は、他の共有者は、明渡請求も、持分割合に応じた賃料相当損害金の不当利得返還請求もすることができない。例えば、共同相続人の1人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、特段の事情のない限り、被相続人と同居する共同相続人の中で、被相続人が死亡して相続が開始した後も、遺産分割によって同建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は、引き続き同居する共同相続人に無償で使用させる旨の合意があったものと推認される（★**最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁**。この場合、被相続人が死亡した時から少なくとも遺産分割終了までの間は、被相続人の地位を承継した他の共同相続人が貸主となり、同居する共同相続人を借主とする同建物の使用貸借契約関係が存続することになるものと解される。なぜなら、それが被相続人と同居相続人の「**通常的意思**」に合致すると解されるからである。なお、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案【法制審議会民法（相続関係）部会13回会議。平成28年6月21日】第1・1「配偶者の居住権を短期的に保護するための方策」参照）。同様に、事実上の夫婦が共有する不動産を居住または共同事業のために使用していたときは、特段の事情のない限り、両者間で、その一方が死亡した後は他方が同不動産を単独で使用する旨の合意が成立していたと推認することが両者の「**通常的意思**」に合致すると解される（★**最判平成10年2月26日民集52巻1号25頁**。死亡した事実上の夫婦の一方の相続人から、事実上の夫婦の他方に対する、持分割合に従った使用利益の不当利得返還請求を一部認容した原判決を破棄・差戻しした）。

○ 757 頁・下から2行目「**超えることができない**」の後に、以下の文章を補足する。

（したがって、借地借家法の適用のある借地権または建物賃借権の設定は、**存続期間を5年以内とする一時使用目的の借地権の設定**（借借法25条）、**存続期間を3年以内とする定期借家権の設定**（借借法38条）または**3年以内に終了する取壊し予定の建物の賃貸借**（借借法39条）もしくは**一時使用目的の建物の賃貸借**（借借法40条）の場合を除き、管理行為の範囲を超えるものと解される）。

○ 761 頁・12 行目の末尾に、以下の文章を補足する。

建物の区分所有権は、そのように構造上および利用上独立した数個の部分からなる建物を、その所有者が区分して**所有する意思を表示すること**（区分所有の意思の表示は、当該建物の利用・分譲等の行為において客観的に見出される）によって成立するものと解される。

○ 765 頁・6 行目「**解される**」の後に、以下の文章を補足する。

一方、**地役権は、承役地を全面的・排他的に利用する権原ではなく、その「目的の範囲内」において要役地の便益に供するために承役地に負担を課することができる権利にとどまるから**（【4.231】参照）、**地役権に基づく妨害排除請求または妨害予防請求も、当該地役権の目的に照らして妨害となる行為を排除する限度で認められる**（例えば、承役地である道路〔**建築基準法42条1項5号の位置指定道路**〕に通行地役権（幅員2.8m未満・積載量2.5以下の自動車による通行を目的とする）をもつXは、当該承役地に恒常的に車を駐車させているYに対し、承役地上に車両を恒常的に駐車させて、Xによる幅員2.8m未満・積載量2.5以下の車両の通行を妨害してはならない旨を請求できるが、承役地の目的外使用一般の禁止までを請求することはできない〔★**最判平成17年3月29日判時1895号56頁**〕）。